

1 実施目的

社会福祉法の改正により、福祉分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、「丸ごと受け止める」「断らない」相談支援を行う包括的相談支援体制の整備が市町に求められる中で、複合的な福祉課題であるひきこもりについて、専門の見地から助言を行うアドバイザーを派遣することにより、市町の相談体制の整備を支援することを目的とする。

2 業務概要等

(1) 業務名

令和5年度静岡県就職氷河期世代ひきこもり支援強化事業業務委託

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和6年3月22日まで

(4) 委託契約限度額

9,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1) 県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、県内全域で活動していること。
- (2) 提案しようとする業務の趣旨に沿った相談支援業務や市町相談体制整備支援の業務実績があること。
- (3) 提案しようとする業務を適切に実施するための人員、組織体制が整っていること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (8) 国や地方公共団体との契約に関して指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (9) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を

- いう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利益等をしている者又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

4 参加表明書、応募申込書、企画提案書及び見積書に係る注意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、**別紙2「応募について」**のとおり参加表明書、応募申込書、企画提案書及び見積書を提出する。

令和5年度予算の成立を条件とするため、予算が成立しなかった場合は、令和5年3月10日までに応募者に対して連絡する。

5 選考

別紙3「選定について」のとおり、書面審査及び企画提案方式による随意契約。

6 その他

委託契約は、静岡県財務規則等の関係法令に基づき行う。

7 応募書類提出先・問い合わせ先(平日午前9時から午後5時まで)

静岡県 健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課 精神保健福祉班

住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 西館2階

電話 054-221-3523

F A X 054-221-3267

E-mail seisin@pref.shizuoka.lg.jp